

下水道事業

受益者負担金の賦課徴収区域が拡大されます

問合せ先 圏上下水道グループ
☎52-1111(内線291・292・283)

市では、都市基盤の整備として、平成3年度から公共下水道工事に着手し、平成26年4月1日使用開始区域を含め約44haの区域で下水道が使用できるようになりました。

今年度も新たな対象区域を4月1日付で公告し、「受益者負担金」を賦課します。

なお、使用できる区域・時期(供用開始区域・時期)については、整備の進み具合により広報などお知らせします。

受益者負担金とは

下水道を整備するには多額の費用が必要です。道路や公園などのように、だれもが利用できる施設と違い、下水道のように特定の方だけが利用できる施設の建設費を税のみでまかなうとすると、利益を受けない方にも同じ負担をしていただくことになり、公平性を欠くこととなります。

そこで、下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

負担金を納めていただく方

今年度、公告された賦課対象区域内に土地を所有している方です。その土地に地上権、質権、または使用貸借もしくは賃貸借による権利がある場合は、その権利者が受益者となる場合もあります。

負担金の対象となる土地

今年度、公告された賦課対象区域内(下水道整備区域内)にある宅地、雑種地、田畑などすべての土地が対象となります。

なお、この負担金は固定資産税などとは異なり、毎年賦課される

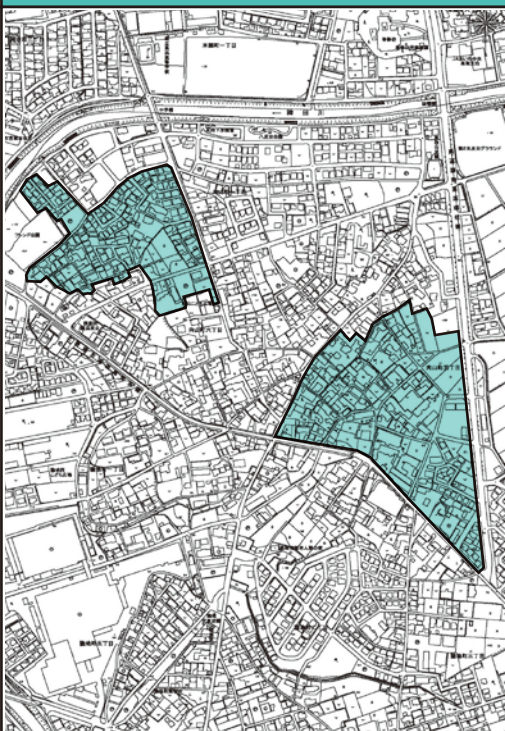
ものではなく、その土地に対して一度かぎりのものです。

賦課対象区域(地図参照)

平成26年度に賦課対象となる区域は次のとおりです。

- 神明町三丁目の一部
- 神明町四丁目の一部
- 向山町一丁目の一部
- 向山町四丁目の一部
- 向山町五丁目の一部
- 向山町六丁目の一部

向山町一丁目の一部
四丁目の一部、五丁目の一部
六丁目の一部



神明町三丁目の一部
四丁目の一部

